

5 生活環境などへの影響について

Q5-1 大気、悪臭、騒音・振動について、ごみ処理施設が周辺の生活環境に与える影響が心配だ。

A5-1 いずれも周辺の生活環境に影響は与えないと予測しています。

- ・ 最終候補地調査の結果から、大気、悪臭及び騒音・振動につきましては、大きな影響はないものと考えています。
- ・ 今後、県条例に基づく環境影響評価の手続きの中で、地元の皆さまのご意見を伺いながら、詳細な調査を行い、改善の必要な事項に対しては、その対策に万全を期することとします。

環境影響評価とは、

・ 事業の実施が環境に及ぼす影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することです。

Q5-2 米子市クリーンセンターにおいて、大気汚染、悪臭、騒音などの苦情はあるのか。あれば、その内容はどんなものか。

A5-2 米子市クリーンセンターが原因となる大気汚染等の苦情はありません。

- 大気汚染に関する相談が2件(H18)、悪臭相談が2件(H18、H27)、悪臭及び大気汚染に関する相談が2件(H19、H30)ありましたが、いずれもクリーンセンターが原因でないことを説明し、ご理解いただいています。
- 騒音に関する相談が1件(H27)ありましたが、敷地外での中国電力の点検の関係で夜間に非常用電源を運転したことによるものでした。これ以降は、同様の点検を行う場合は事前に周辺地域に点検日程を周知することとしています。

Q5-3 排出ガスによる大気環境や土壌環境への影響が心配だ。

A5-3 ごみ処理施設からの排出ガスやダイオキシン類による公害はありません。

- ・ 本組合が想定する施設と同規模の米子市クリンセンターにおける排出ガス等の測定結果は、法規制基準値を大きく下回っています。
- ・ 新しく建設する施設は、排出ガス対策技術の向上などにより、生活環境などへの影響はさらに抑えられるものと考えています。

【米子市クリンセンター排出ガス測定結果 (R3年度)】 資料提供：米子市

測定項目 (単位)	測定結果	測定回数	法規制基準値	(参考) ※通常運転時における最大値
ばいじん (g/Nm ³)	0.001~0.003	24回	0.08	0.002
窒素酸化物 (ppm)	27~73		250	85
硫黄酸化物 (ppm)	2~13		2827	20
塩化水素 (ppm)	7~19		430	41
ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm ³)	1号炉	測定日9/30	1	
	2号炉	測定日8/31	1	
	3号炉	測定日8/31	1	

※法定による測定のほか、運転管理のための連続測定器による排ガス測定を行っています。

米子市が行った土壤環境調査（ダイオキシン類）の結果では、米子市クリーンセンター周辺でダイオキシン類の濃度が高くなる傾向は確認されていません。

【土壤環境調査（ダイオキシン類）結果（R3年度）】 資料提供：米子市

測定地点	測定結果 (pg-TEQ/g)	環境基準値	測定機関	測定日
加茂地区（三柳団地2号公園）	0.029	1000以下	東和環境科学(株) 鳥取事務所	1/7
河崎地区（河崎公民館）	0.037			
夜見地区（夜見公民館）	0.40			

鳥取県が焼却施設等の周辺以外の地点で行った土壤環境調査（ダイオキシン類）の結果と比較しても、米子市クリーンセンター周辺におけるダイオキシン類の濃度は高い傾向にはありません。

【一般環境土壤のダイオキシン類濃度（R3年度）】 引用：鳥取県ホームページ

測定地点	測定結果 (pg-TEQ/g)	環境基準値
北栄町B & G海洋センター駐車場 小グラウンド	0.28	1000以下
北栄町町営住宅「六尾北団地」集会所広場	0.13	
米子市立淀江中学校	0.034	
日野町立根雨小学校	0.019	
江府町運動公園総合グラウンド	0.63	

【排出ガス測定項目の単位について】

• g/Nm³

グラムパーノルマルリユースベイ
標準状態（0℃、大気圧）のときの、大気1立方メートル中の粒子量(g)

• ppm

ピーピーエム
100万分率。気体中に物質が100万分のいくつ含まれているかを示す。

• TEQ（毒性等量）

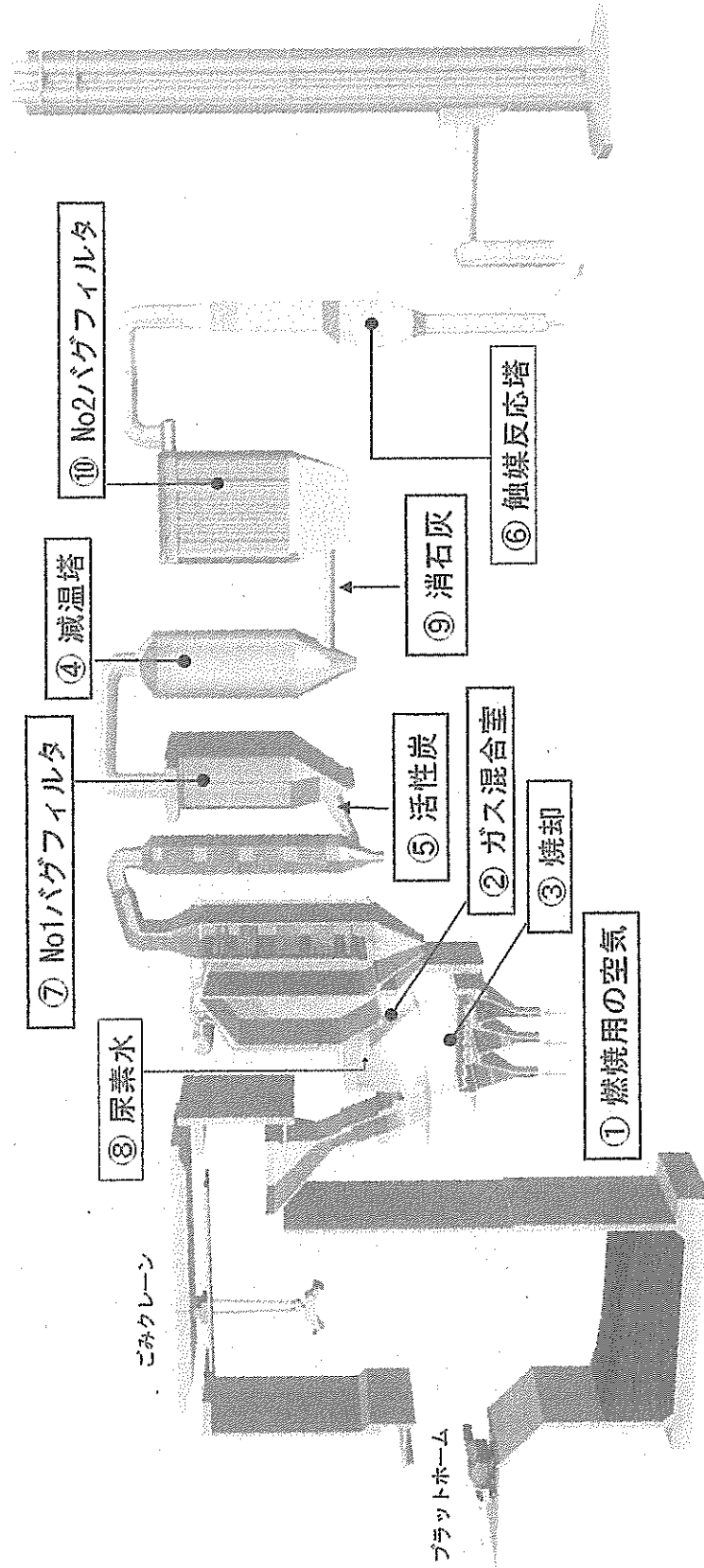
テューイーキュー
ダイオキシン類には多種類の化合物があり、それぞれの毒性の強度は異なっている。通常多種類の混合物であるダイオキシン類としての全体の毒性を評価するため、個々の化合物の毒性を考慮して換算した毒性を足しあわせた値。

• ng、pg

ナノグラム、ピコグラム
ナノグラムは、10億分の1グラム。ピコグラムは1兆分の1グラム。

このページは白紙です

【排出ガスに対する公害防止のしくみ（米子市クリーンセンター）】



- ・ ① 燃焼用の空気を最適な配分で供給し、ごみを完全燃焼しています。
- ・ ② ガス混合室で未燃ガスを完全燃焼させ、一酸化炭素、窒素酸化物、ダイオキシン類の発生抑制と安定燃焼を図っています。

【排出ガスに対する公害防止のしくみ（米子市クリーンセンター）】

～ダイオキシン類対策～

- ・ ③燃焼温度を850度以上の高温で完全燃焼させ、ダイオキシン類の発生を抑制しています。
- ・ 焼却炉出口の排ガス温度は、④ガス冷却設備（減温塔）により200度以下にし、ダイオキシン類の再合成を防止して抑制しています。
- ・ ⑤活性炭吹込装置により、⑦NO.1バグフィルタに吹き込まれた活性炭は、排ガス中のダイオキシン類を吸着除去し、さらに、⑥触媒反応塔で分解されます。

～ばいじん対策～

- ・ 排ガス中に浮遊するばいじんは、⑦NO.1バグフィルタ及び⑩NO.2バグフィルタによって捕集され除去されます。

【排出ガスに対する公害防止のしくみ（米子市クリーンセンター）】

～窒素酸化物対策～

- ・ 自動燃焼制御装置により燃焼状態を最適化することにより窒素酸化物を抑制しています。
- ・ ⑧無触媒脱硝装置（尿素水噴射式）を②ガス混合室に設置することにより、万全を期しています。

～塩化水素、硫黄酸化物対策～

- ・ ⑨消石灰吹込装置により⑩NO_x 2バグフィルタ入口に吹き込まれた消石灰は、排ガス中の塩化水素や硫黄酸化物といった有害ガスを反応除去します。

Q5-4 景観への影響が心配だ。

A5-4 周辺環境に調和したデザインを検討します。

- 近年のごみ処理施設は、周辺環境と調和したデザインが施されている事例も多々あります。
- 次期ごみ処理施設の整備概要を検討する中で、周辺の眺望に調和する施設外観について検討することとしています。

Q5-5 中間処理施設への搬入車両による交通渋滞が心配だ。

A5-5 交通渋滞は発生しないと考えています。

- 最終候補地調査の予測結果では、現在の県道47号線の12時間交通量（上下合計）は11,280台です。搬入車両の一日当たりの合計台数については、委託業者による収集のほかに、現在各施設で受入れている個人の直接搬入等を含めた最大数として約600台を見込んでいます。
- 最終候補地の東側米子市街地方面の間では、増加率6.91%、混雑度0.48でした。最終候補地の西側境港市街地方面の間では、増加率3.58%、混雑度0.47でした。時間帯別では、午前において搬入が多いことから午前中の増加率は高くなる傾向にあります。混雑度の予測値が1を超える時間帯はなく、交通渋滞が発生することはないと考えています。
- なお、施設建設に伴う交通対策については、地元と協議の上で必要な対策を検討することとしています。

Q5-6 農作物をはじめ風評被害が心配だ。

A5-6 農作物への影響はありません。

- ・ 現在運用されている米子市クリーンセンターと同様に、新しいごみ処理施設は、国の法規制基準を十分に満たした施設を整備します。また、適切に維持管理を行うこととから、排出ガスなどによる農作物への影響は生じないものと考えています。
- ・ 本組合としましては、適切な施設の設置と維持管理を行うとともに、施設の運転状況や排ガスの調査結果等の公表について、積極的に情報発信を行うことにより、風評被害の発生防止に万全を期すものと考えています。

Q5-7 建設候補地は、ラムサール条約登録湿地の中海に面しており、建設に制約を受けないか。

A5-7 中海は、狩猟が認められていない鳥獣保護区に指定されており、さらに、特に鳥獣の保護又はその生息地の保護を図る必要があると認められる区域として特別保護地区に指定され、一定の開発行為が規制されています。しかし、建設候補地は指定区域内ではありません。

Q5-6 中間処理施設は島根原発のUPZ内に位置しており、建設候補地として不適切でないか。

A5-6 UPZは、原子力発電所で事故が発生し緊急事態となった場合に、住民の屋内退避などの防護措置を行うエリアとして定められているものであり、施設整備について制限されるものではありません。

- 原子力発電所の事故等を含め、災害による施設の運営に支障がある場合を想定し、BCP（事業継続計画）の策定及び周辺の施設との相互応援協定の締結などにより対応するものと考えています。

6 施設の利活用、地域振興策について

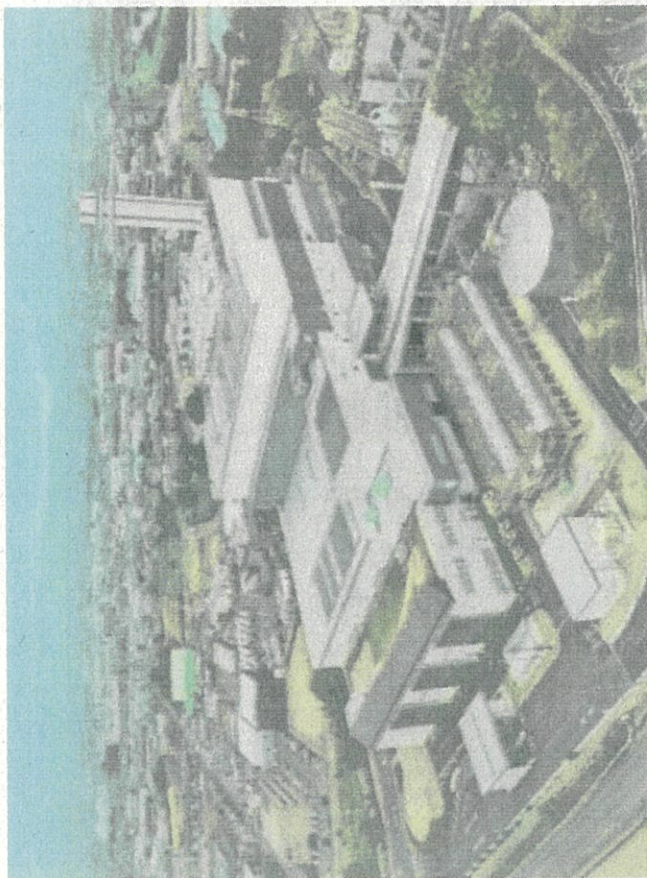
Q6-1 施設の整備に合わせて地域振興につながるようなことができないか。また、施設や施設から発生するエネルギーをどのように利活用するのか。

A6-1 本組合では、ごみ処理に関する技術動向や他の自治体の取り組みを参考に新しい施設の処理方式や管理運営方法を検討し、施設の利活用や地域振興につきましても、全国での取り組みを参考にしながら、より具体的な内容を地元の皆さまと一緒に考えていきます。

- 近年のごみ処理施設はごみを処理するだけでなく、環境学習施設の併設、地域交流の場の整備、NPOと連携した防災の拠点となる施設が設置されるなど、ごみ処理施設は迷惑施設という従来のイメージを払しょくした新たな役割を担う施設が整備されています。

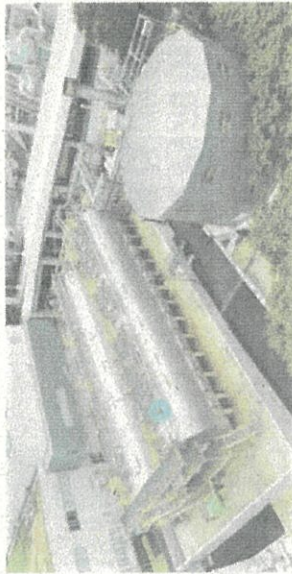
【他都市の事例①】

京都市南部クリーンセンター（京都市）



施設外観

バイオガス発電を備えたエネルギー回収の最大化を目指す施設（2019年 供用開始）



メタン発酵プラント



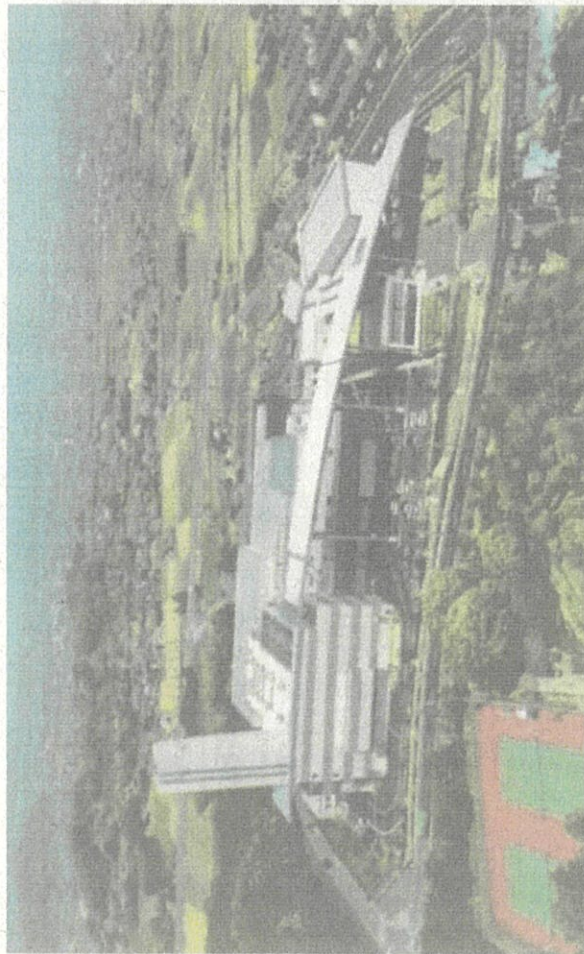
環境学習の様子

【主な特徴】

- ・ バイオガス化施設（発電を含む）を備える
- ・ 環境や地域の歴史について楽しく学べる環境学習施設「さすてな京都」を併設

【他都市の事例②】

今治市クリーンセンター（今治市）



施設外観

官・民・NPOが連携し、災害時に避難場所として機能する施設（2018年 供用開始）



プラスチック製容器包装の処理ライン（手選別作業）



避難所の設置訓練

【主な特徴】

- ・プラスチック製容器包装の処理ラインを備える
- ・今治市、施設の運営会社、NPOが連携することで、災害時には地域の指定避難場所としても機能する

7 今後のスケジュール等について

Q7-1 施設の供用開始までのスケジュールはどのようになっているか。

A7-1

【令和14年度の供用開始までの全体スケジュール（R3.8時点）】

区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
用地（選定・合意）											
施設整備概要等検討※											
施設基本設計											
環境影響評価											
敷地造成工事											
建設工事											供用開始

※R5施設整備概要の検討内容

中間処理施設

- ・施設の処理対象物（分別区分を含む）
- ・処理方式
- ・敷地面積

最終処分場

- ・型式（オープン型・クローズド型）
- ・水処理方法
- ・浸出水処理水の放流先
- ・敷地面積

【令和5年度事務スケジュール】

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
候補地選定等に関する説明	[スケジュール表示領域]											
先進地視察の実施												
地元要望に関する協議	[スケジュール表示領域]											
施設整備概要検討	施設整備概要検討業務の委託期間											
	説明会											

施設整備概要の決定

【建設候補地の地元自治会、住民の皆さまに対する説明等】

時期	説明内容等
4月～5月	建設候補地の選定の経緯、理由
6月	先進地の事例等の視察
7月～	質問事項等に対して順次回答
11月～	施設整備概要等

8 周辺区域及び関係住民の範囲について

Q8-1 施設の供用開始までのスケジュールにある「用地（選定・合意）」とは、誰と誰の合意なのか。

A8-1 本組合と関係住民との間で、施設の建設についての合意。また、本組合と地権者との間で土地の売買等に関する合意です。

- 関係住民とは、周辺区域内に居住されている方、周辺区域内に事業所等を有している方、周辺区域内にある自治会、周辺区域内において農業等を営まれている方です。
- 周辺区域とは、中間処理施設建設候補地の敷地境界から約200mの範囲です。

【周辺区域及び関係住民の範囲の規定について】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の4において、「一般廃棄物処理施設の設置者は、当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮するものとする。」と定められています。が、範囲や対象に具体的な規定がありません。
- そこで、新しい一般廃棄物処理施設の周辺区域及び関係住民の範囲については、民間事業者が廃棄物処理施設を設置するときの事前手続きが定められている「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整に関する条例」の定めに基づきの方針としています。

【周辺区域】

- 中間処理施設の敷地境界から200メートル以内の区域
- 最終処分場の敷地境界から500メートル以内の区域
- 生活環境影響調査結果書において生活環境の保全上一定の影響があるとされた区域
- 施設からの排水（雨水及び生活排水を除く。）が流入する水域（当該廃棄物処理施設等からの排水が排出される公共水域及び当該公共水域と接続する公共水域に限る。）における水量が当該廃棄物処理施設等からの排水の量の概ね100倍となる地点までの区域

米子市彦名町地内



敷地境界は、候補地選定のために設定したものであり、確定したものではありません。

S=1:5,000

【関係住民】

- 周辺区域内に居住する者、周辺区域内に事務所又は事業所を有する者
- 周辺区域内に存する町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（自治会等）
- 周辺区域内において農業、林業又は漁業を営む者
- 周辺区域内の水域（廃棄物処理施設等からの排水が流入する公共用水域及び当該公共用水域と接続する公共用水域に限る。）における水利権者